

## フランスの自治体・関係機関訪問アポイントメントの実際 ～より効果的・効率的な海外活動のために～

パリ事務所

### パリ事務所活動支援件数は年々増加

パリ事務所では、自治体の施策検討に資するための海外事例調査、観光・地場産品・文化のPR活動、姉妹・交流都市との各種交流などで、活動支援依頼に基づき、自治体の皆様のフランス等での活動のお手伝いをさせていただいております。活動支援件数は、平成 22 年度の 23 件から、平成 26 年度は 83 件へと年々増加しており、事例調査の分野は、昨今の情勢から「環境・交通政策」「農業政策」「少子化対策」などが多くなっています。



農場の視察を行う自治体職員

### 日本の自治体との違い

フランスでは慣例上、自治体や公的機関等へのアポイントメント依頼は、日本のように直接電話やメールによっては行われておらず、通常は訪問希望日の 1～1.5 か月前までにフランス語による公式レターを発送し、相手方の回答を待つこととなります。従ってフランスにおけるアポイントメント取得には時間がかかる場合が多く、回答を得られたのが訪問予定日直前（自治体関係者の方が日本を出発した後）になったという例も珍しくありません。

また、もともと広報に注力している団体など、積極的に受け入れてもらえる場合がありますが、逆に、訪問に時間を割くだけのメリットが見いだせないと判断されてしまい、訪問依頼を断られるといったケースもあります。日本のように「お互いさまだから」とはならないのが実情です。

### 訪問アポイントメントの取得

よって、アポイントメントを成功させるためには、依頼先に対して、そこへの訪問がいかに重要であるかが伝わるよう、相応の準備が必要になります。

具体的には、以下のポイントに沿って訪問予定を組み立てることが望めます。

#### (1) 十分な理由付け

フランスには 3 万 7 千近い基礎自治体、101 の県、26 の州が存在し、広域自治組織等を含めると訪問先を選定する選択肢は無数にあると言えます。

地方自治体等の訪問を依頼する際は、その自治体の行政施策等を事前に確認し、「あなた方の施策のこういった点が自分たちのこの分野にとって非常に有益なものであるから」と言った積極的な理由を伝えることで、訪問が受け入れられやすくなります。

また、自治体のホームページ等から日本においても入手可能な情報があります。訪問依頼に際しては、このような情報について事前に調べた上で訪問を希望していることを相手に分かってもらえるような理由付けをすることによって、アポイントメントが成功しやすくなります。

## (2) バカンスシーズンに注意

フランスでは、よく知られた夏のバカンスシーズン(7月中旬~9月上旬)のほかにも、学校の休暇の時期(冬休み・イースター休暇・秋休みなど)に合わせて、家族で比較的短期のバカンスに出掛けることがあります。

日本のように「隣の人が代わって処理する」というようなことはなく、担当者が不在になるとその間はアポイントメントの取得手続きは全く進まず、この時期においては訪問の可否を含めて何週間も回答が来ないということが多くあります。

訪問時期を検討する段階から、バカンスシーズンの訪問は避けることが無難ですが、こうしたフランス特有の事情にご留意ください。

## (3) 日程の余裕

訪問希望日は可能な限り、最低2日間ほど幅を持たせることでアポイントメントが受け入れられやすくなります。

最初から訪問希望日時を限定してしまうと、相手のスケジュールを尊重しないといった悪い印象を与え、アポイントメントを断られる可能性が高まる恐れがあります。

## (4) ヒアリングより意見交換

フランスは非常に議論が好きなお国柄であり、自治体等においても外国の自治体の訪問を受け入れる際、積極的な意見交換を望む傾向があります。

そのため、訪問時には、調査テーマに関する意見交換などを初めから想定し、相手の説明を聞くだけでなく自分の自治体の課題と施策情報も伝えるなど、積極的なコミュニケーションが重要です。

また、訪問依頼時から、訪問結果の活用についても触れるなど、受入側にとって公務中に時間を割いて外国からの訪問団を受け入れるメリットを感じさせるような情報を提示すると訪問が受け入れられやすくなります。

## 早めのご相談を

上に挙げたような当地特有の事情をご理解いただき、アポイントメント取得を含む活動支援のご依頼は、原則として訪問希望日の 2 か月前までにご相談ください。パリ事務所では、訪問先選定のご相談から、フランスの地方自治制度についてのブリーフィング、自治体訪問について豊富な経験を有する通訳者のあっせん、また、パリに出張された方のための業務環境の提供（事務所会議室、PC の貸出し）も行っております。まずはお気軽にご連絡ください。



家族手当について説明を受ける自治体職員

(細川所長補佐 香川県高松市派遣)

